

## 探偵業を営まれている方へ

平成28年12月15日付けの独立行政法人国民生活センターの報道発表によれば、アダルトサイトとのトラブルを解決しようとした消費者が、インターネットにより相談先や解決方法を検索し、「無料相談」、「返金可能」をうたう窓口に相談したもの、実際には探偵業者や探偵業者を名乗る業者等に「アダルトサイト業者の調査」を依頼していたこととなり、キャンセル等の際にトラブル等となる相談が急増しているとのことです。

探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者は、探偵業務を行うに当たり、法令を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することがないようにすることが、「探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）第6条」に定められています。

探偵業者各位におかれましては、各種の法令を遵守し、個人の権利利益の保護に十分配意し、同種事案の再発防止を徹底していただきますようお願いします。

また、法に基づく探偵業の届出業者であるか否かにかかわらず、この種の営業行為を行っている、又はその疑いのある業者の情報を認知した場合には、速やかに警察への情報提供等をお願いします。

### 【関係法令】

#### 探偵業法第6条（探偵業務の実施の原則）

探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者（以下「探偵業者等」という。）は、探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

# 探偵業を営まれている方へ

保険会社に対する調査よれば、保険会社と調査委任契約を締結している探偵業者的一部が、保険会社との間で包括契約書を交わしているものの、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）第7条及び第8条に基づく書面を交付していないことが判明しました。

つきましては法の解釈について誤りのないようお願ひます。

## 当該探偵業者の法に基づく書面交付の解釈について

### ○ 保険会社からの依頼による調査業務の探偵業務該当性

探偵業者が、保険会社からの依頼により行う調査業務（以下「保険調査業務」という。）とは、一般的に保険会社からの依頼に基づき、探偵業者が自動車保険、火災保険、生命保険等の被保険者宅に赴くなどし、被保険者から通院や怪我の状況を聴取等し、その結果を保険会社に報告するといったもので、実地の調査を伴わない調査（例えば、電話による問い合わせやインターネットを用いた情報の検索による調査など）を除き、基本的に法第2条に基づく探偵業務に該当します。

### ○ 保険調査業務契約時における法に基づく書面交付の解釈

探偵業務とは、法第2条に規定されているとおり、「特定人の所在又は行動についての情報を収集する業務」であり、調査対象たる特定人が明らかになる前に交わした契約書面は、法に基づく書面と解することはできません。

したがって、例えば、探偵業者が、特定人が明らかになっていない段階で保険会社と契約書を交わしたとしても、法第7条に基づく書面（以下「7条書面」という。）、法第8条第1項に基づく書面（以下「8条1項書面」という。）及び法第8条第2項に基づく書面（以下「8条2項書面」という。）の交付は行われていないこととなります。

よって、特定人が明らかになった段階で、探偵業者は、保険会社から7条書面を受けるとともに、保険会社に対して、8条1項書面及び8条2項書面を交付すべきものと解釈するところです。

なお、法第7条及び第8条に基づく書面の交付は、調査対象たる特定人が特定された上で行われる必要がありますが、法は必ずしも特定人1人ずつに、7条書面、8条1項書面及び8条2項書面が必要とは規定しておりません。

したがって、例えば、調査対象たる特定人を10人特定した上で、10人の探偵業務について1通の7条書面、1通の8条1項書面及び1通の8条2項書面で対応することは可能と考えられます。